

領収証書など

● 個人市県民税、固定資産税・都市計画税および固定資産税(償却資産)について

口座振替により納付された場合、領収証書は発行されません。

口座振替の結果については、預貯金通帳への記帳によりご確認ください。

※「領収済のお知らせ(はがき)」は、ご希望の方にのみ送付します。新規で口座振替をお申し込みいただいた方で、送付をご希望の方は、口座振替開始のお知らせはがき到着後、福岡市税収納管理センターへご連絡ください。

・事業の用に供する資産にかかる固定資産税・都市計画税や固定資産税(償却資産)を口座振替にされている方が、確定申告のために納税証明を必要とされる場合は、次のいずれかにより対応させていただきます。

①「領収済のお知らせ(はがき)」を1月中旬に送付することができますので、福岡市税収納管理センターへご連絡ください。

②1月から3月までの間、区役所課税課(令和5年10月から納税課)、各出張所、天神・千早証明サービスコーナーにおいて確定申告用納税証明(無料)の交付をします。

※確定申告には納税通知書をお使いいただけます。固定資産税の税額の確認は、納税通知書に添付している課税明細書により行ってください。

● 軽自動車税について

軽JNKSの運用開始に伴い、これまで口座振替やクレジットカード、スマートフォンアプリ等で納付された方に6月下旬頃送付していた納税証明書は、令和5年度から発送致しませんのでご了承願います。なお、二輪の小型自動車(排気量250cc超)分については引き続きお送りします。

継続検査用納税証明が必要な方は、無料で交付いたしますので、納付が確認できるものをご持参のうえ、区役所課税課(令和5年10月から、納税課)、各出張所、天神・千早証明サービスコーナーまでおこしください。

お問い合わせ先(口座振替関係)

福岡市税収納管理センター (TEL:092-292-2093 FAX:092-292-4112)